

発達・療育に関する支援



★ 子ども発達支援 問 特別支援教育推進課 ☎0742-33-2000 FAX0742-34-2505

言語・情緒・行動に発達の課題をかかえる就学前の幼児とその保護者を対象に発達相談や園訪問相談を実施しています。

住 所 はぐくみセンター6階(三条本町13-1)

心理士、保健師、保育教育士が相談に応じます。※来所相談は予約制です。

専用ダイヤル	☎0742-33-2000 FAX0742-34-4817
専用メール	kodomohattatsu@city.nara.lg.jp
お問い合わせ時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日、年末年始(12月29～1月3日)は除く)
相談時間	月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～16:00

★ 発達支援親子教室 問 特別支援教育推進課 ☎0742-33-2000 FAX0742-34-2505

幼児(おおむね2～3歳児)とその保護者が集い、遊びを通じて発達段階に応じた適切な関りを体験します。

住 所 子どもセンター2号館内(柏木町263番地の2)

利用時間 9:30～16:00

休 館 日 日曜日、月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

保育教育士、心理士が相談に応じます。

専用ダイヤル	☎0742-33-0850 FAX0742-34-4817
--------	-------------------------------

★ 障害児通所支援 問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593 FAX0742-34-5080

障害児通所支援

療育を必要とする子どもの通所支援(日常生活の基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等)の給付費支給にかかる申請受付及び支給決定を行います。



障害児相談支援

障害児通所支援を利用する際に、障害児支援利用計画の作成や、サービスの利用状況の検証及び計画の見直し(モニタリング)を行います。

サービスの種類

サービス	概要	対象児
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	療育の観点から、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、未就学の児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	小中学校、高校、特別支援学校等に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた児童
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	保育所(その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるもの)に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障害児等で児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な児童

申請に必要なもの

- 障害児支援利用計画案(指定障害児相談支援事業所が作成またはセルフプラン)
- 療育の必要性がわかるもの(手帳等)
- 市民税課税証明書等(承諾書で省略できる場合もあります)

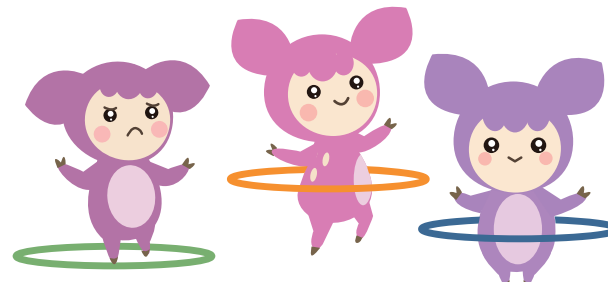
障害児通所支援を利用したときにかかる費用

サービスを利用したときは、費用の1割を利用した事業者に支払います。また、対象児が属する世帯の所得に応じて負担上限額(月額)が決められていて、負担が重くなりすぎないようにしています。

★ 軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業

問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593 FAX0742-34-5080

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の聞こえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。



★ 児童扶養手当

問 子ども給付課 ☎0742-34-5086
FAX0742-36-7671

父又は母と生計を同じくしていない児童や父又は母が重度の障害の状態にある児童を養育している母又は父(又は、父母にかわって児童を養育している人)に支給されます。ただし、児童が児童福祉施設等の施設に入所している場合等認定できないことがあります。所得制限があります。
※申請した月の翌月分からの支給となります。

★ 特別児童扶養手当

問 子ども給付課 ☎0742-34-5086
FAX0742-36-7671

心身に一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。ただし、その児童が障害を事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設等の施設に入所している場合等認定できないことがあります。所得制限があります。
※申請した月の翌月分からの支給となります。

★ 心身障害者医療費助成

問 福祉医療課 ☎0742-34-4754
FAX0742-34-4864

健康保険に加入している身体障害者手帳(1・2級)・療育手帳を持っている人を対象に、保険診療の自己負担分から一部負担金を除いた額を助成します(保険適用にならないものや、入院時の食事療養費等を除きます。)

一部負担金の額

- 通院 1医療機関につき月500円
(月あたりの上限額1,500円)
- 入院 1医療機関につき月1,000円
(14日未満の入院は500円)
- 調剤薬局
一部負担金は不要です。自己負担額の金額を助成します。
※乳幼児の方の助成(令和元年8月診療分以降)については、P42 子ども医療費助成参照。
※小・中学生の助成(令和5年6月診療分以降)については、P42 子ども医療費助成参照。
※高校生世代の助成(令和6年8月診療分以降)についてはP42 子ども医療費助成参照。

★ 障害児福祉手当

問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593
FAX0742-34-5080

重度の知的障害、重度の身体障害又は重度の精神障害のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人に対して支給されます。ただし、障害を事由とする公的年金を受給できる場合や児童福祉施設等の施設に入所している場合等認定できないことがあります。所得制限があります。
※申請した月の翌月分からの支給となります。

★ 奈良市障害者GPSシステム

問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593
FAX0742-34-5080

奈良市在住の重度の知的障害などの理由によって行方不明になる可能性がある方の、GPS機器端末利用(有料)への助成です(初期費用に

市が助成)。GPS携帯機器を活用することにより、居場所を検索・特定し、早期発見につなげ事故の防止を図ります。(療育手帳A判定または精神保健福祉手帳1級その他要件あり)

★ 自立支援医療(精神通院医療)

問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593
FAX0742-34-5080

指定の医療機関での精神疾患による通院医療費(保険診療に限る)の一部を公費で負担します。自己負担は原則医療費の1割となります。ただし、加入保険の種別による世帯の課税状況に応じて、自己負担の上限月額が設定されます。

★ 一般精神障害者医療費助成事業

問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593
FAX0742-34-5080

健康保険に加入している精神障害者保健福祉手帳(1・2級)を持っている人を対象に保険診療の自己負担分のうち、一部負担金を除いた額を助成します(入院時の食事療養費等を除きます。)

★ 精神通院精神障害者医療費助成

問 障がい福祉課 ☎0742-34-4593
FAX0742-34-5080

自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている方(精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者を除く)が、自立支援医療受給者証に記載されている医療機関で支払った上限額までの自己負担分を助成します。所得制限があります。

★ 自立支援医療(育成医療)

問 保健予防課 ☎0742-93-8397
FAX0742-34-2486

18歳未満で、身体に障害があって、手術等の治療により障害が軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童を対象に医療費の助成を行います。指定自立支援医療機関での治療に限ります。世帯の課税状況に応じて自己負担額があります。所得制限があります。

★ 小児慢性特定疾病医療

問 保健予防課 ☎0742-93-8397
FAX0742-34-2486

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患などの疾患のある18歳未満の子どもを対象に、医療費の助成を行います。世帯の課税状況に応じて自己負担額があります(20歳未満まで期間延長可)。

★ 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

問 保健予防課 ☎0742-93-8397
FAX0742-34-2486

自宅での日常生活を支援するため、障害者自立支援法、介護保険法などの対象になっていない、在宅の小児慢性特定疾病児童等を対象に便器、特殊マット、入浴補助用具などの日常生活用具を給付します(世帯の課税状況に応じて自己負担額があります。)

